資料１０７－１

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可について

（諮問第1286号）

（公印・契印省略）

諮 問 第 １ ２ ８ ６ 号
令和８年１１月２６日

情報通信行政・郵政行政審議会
　会長　相田　仁　殿

総務大臣　藤井　比早之

諮　問　書

株式会社ブリヂストンチャレンジド株式会社（代表取締役　横田　英俊）ほか６者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 29 条の規定に基づき特定信書便事業の許可の申請が、ＡＬＳＯＫ株式会社（代表取締役　村井　豪）から、同法第 34 条において準用する同法第 12 条第１項の規定に基づき事業計画の変更の認可の申請があった。申請の概要は別紙１のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙２のとおりであり、いずれも同法第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第 34 条において準用する同法第８条各号に掲げる者に該当しないと認められる。また、当該変更の認可について審査した結果は別紙３のとおりであり、同法第 34 条において準用する同法第 12 条第２項において準用する第 31 条各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、当該許可の申請については同法第 29 条の許可をすることとし、当該変更の認可については同法第 34 条において準用する同法第 12 条第１項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第２号の規定に基づき諮問する。

別紙1

特定信書便事業の許可申請及び事業計画の変更の認可申請の概要

令和8年11月26日

総　　務　　省

○ 事業の許可申請

（1） 申請者及び提供サービスの概要

	申請者名 （本社所在地）	資本金/ 出資金（注1）	主な事業 （前年度売上高） （注2）	提供サービス （注3）			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
1	ブリヂストンチャレンジド株式会社 （東京都小平市）	1,000万円	建物等維持管理業 （14億1,075万円）	○			【1号役務】 東京都（離島を除く。）及び栃木県	【1号役務】 既存顧客（グループ会社）の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 12月1日
2	株式会社FMサポート21 （東京都港区）	3,000万円	その他サービス業 （27億2,188万円）			○	【3号役務】 東京都（離島を除く。）	【3号役務】 顧客（金融機関）から差し出される契約書等確実な送達が求められる信書便物を送達する役務を見込んでいる。	令和8年 12月1日
3	株式会社東京トランスポーター （東京都新宿区）	1,000万円	貨物運送業 （12億5,588万円）	○			【1号役務】 東京都（離島を除く。）、神奈川県、千葉県及び埼玉県	【1号役務】 既存顧客（保険会社及びその委託先）の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 12月1日
4	有限会社ワイ・エヌカンパニー （東京都練馬区）	300万円	専門・技術 サービス業 （7,417万円）	○			【1号役務】 東京都（離島を除く。）	【1号役務】 既存顧客の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 12月1日
5	株式会社富士トランスポート （愛知県名古屋市）	1,000万円	貨物運送業 （6億211万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 愛知県	【1号役務】 既存顧客のグループ会社・関連会社の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 上記グループ会等から差し出される契約書等確実な送達が求められる信書便物を送達する役務を見込んでいる。	令和8年 12月1日
6	株式会社ケーカモ （大阪府高槻市）	950万円	貨物運送業 （3億9,671万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 大阪府	【1号役務】 顧客（小中学校等教育機関及び市役所・教育委員会）の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 上記巡回便以外（高額送達品や重要書類、緊急性を要する信書）を個別により送達する役務を見込んでいる。	令和8年 12月1日
7	株式会社JA物流みやざき （宮崎県宮崎市）	1億円	運輸に附帯する サービス業 （37億6,652万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 宮崎県（離島を除く。）	【1号役務】 既存顧客（農業協同組合とその関連事業者）の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 顧客から個別に差し出される信書便物を送達する役務を見込んでいる。	令和9年 4月1日

注1：直近の決算年度における額を記載
注2：直近の決算年度における額を記載
注3：民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

（2） 引受け及び配達の方法

申請者名		引受けの方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	ブリヂストンチャレンジド株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	株式会社FMサポート21	3号	3号	3号	3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
3	株式会社東京トランスポーター			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	有限会社ワイ・エヌカンパニー			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	株式会社富士トランスポート			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	株式会社ケーカモ	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	株式会社JA物流みやざき			1号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

本資料は委員限り

（3） 信書便事業収支見積
その1　収入の部

	申請者名（注1）	年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入 （注2）	
			年度　計	役務	月		年度	役務別
1	ブリヂストンチャレンジド株式会社	初（1か月）	[redacted]					
		翌						
2	株式会社FMサポート21	初（4か月）						
		翌						
3	株式会社東京トランスポーター（注3）	初（3か月）						
		翌						
4	有限会社ワイ・エヌカンパニー	初（9か月）						
		翌						
5	株式会社富士トランスポート	初（4か月）						
		翌						
6	株式会社ケーカモ	初（7か月）						
		翌						
7	株式会社JA物流みやざき	初（12か月）						
		翌						

注1：下線を付した者は消費税込み、下線のない者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上
注2：基本は顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出する。それ以外の算出方法は、別途注で記載する。
注3：該当事業者の信書便事業見込収入は、受託予定者との契約見込総額を元に算出している。単価は、見込収入を見込通数で除したもの

本資料は委員限り

（3） 信書便事業収支見積
その2 支出及び利益の部

（単位：万円）

	申請者名（注1）	年度	信書便事業収入	信書便事業支出						信書便事業営業利益（注2）	当期純利益（税引前利益）（注3）
				合計	人件費	経費	減価償却費	その他（業務委託費等）	租税公課		
1	ブリヂストンチャレンジド株式会社	初（1か月）	[redacted]								
		翌									
2	株式会社FMサポート21	初（4か月）									
		翌									
3	株式会社東京トランスポーター	初（3か月）									
		翌									
4	有限会社ワイ・エヌカンパニー	初（9か月）									
		翌									
5	株式会社富士トランスポート	初（4か月）									
		翌									
6	株式会社ケーカモ	初（7か月）									
		翌									
7	株式会社JA物流みやざき	初（12か月）									
		翌									

注1：下線を付した者は消費税込み、下線のない者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上
注2：信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額
注3：当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

本資料は委員限り

（4） 資金計画

	申請者名（注1）	事業開始に要する資金（注2）	直近決算年度における現金預金の額（注3）	純資産の額（注4）
1	ブリヂストンチャレンジド株式会社	[redacted]		
2	株式会社FMサポート21			
3	株式会社東京トランスポーター			
4	有限会社ワイ・エヌカンパニー			
5	株式会社富士トランスポート			
6	株式会社ケーカモ			
7	株式会社JA物流みやざき			

注1：下線を付した者は消費税込み、下線のない者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上
注2：事業開始に要する資金は、人件費、業務委託費、その他費用の2か月分、地代家賃、賃借料の1か年分等の合計額
注3：流動資産のうち「現金預金の額」（売掛金、未収入金等は含まない。）を記載。[redacted]
注4：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載

○ 事業計画の変更の認可申請

（1） 申請者及び提供サービスの概要

	申請者名 （本社所在地）	資本金/ 出資金 （注1）	主な事業 （前年度売上高） （注2）	提供サービス （注3）			提供区域	提供サービス概要
				1 号	2 号	3 号		
1	ALSOK株式会社 （東京都港区）	186億7,500万円	警備業 （2,715億7,500万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 日本全国	【1号役務】 顧客（金融機関及び地方公共団体）の拠点間を巡回する役務を行っている。 【3号役務】 メッセージと台紙をセットとし電報類似サービスとして送達する役務を行っている。

注1 ： 直近の決算年度における額を記載
注2 ： 直近の決算年度における額を記載
注3 ： 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

（2） 引受け及び配達の方法

	申請者名	引受けの方法				配達の方法	変更 予定日
		同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け		
1	ALSOK株式会社	3号（注）	3号（注）	1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達	令和8年 12月1日

注 ：【信書便物の引受けの方法　変更の概要】　　※下線部分が変更箇所

（変更前） ①電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は営業所で引き受ける。
②電話又はFAXによって伝えられた通信文等を営業所で引き受ける。
③インターネットよって伝えられた通信文等をサーバーで引き受ける。

（変更後） ①インターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は営業所で引き受ける。
②インターネットよって伝えられた通信文等をサーバーで引き受ける。

（3） 信書便事業収支見積
（4） 資金計画

本件事業計画の変更の認可申請において、役務の種類の変更はないため、同項目については従前のとおり。

別紙２

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社ブリヂストンチャレンジド株式会社（代表取締役　横田　英俊）ほか６者からの特定信書便事業の許可申請について、申請概要は別紙１のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要は以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第８条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

１　その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第１号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
		配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

※　審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業許可申請と同時に信書便管理規程の設定の認可申請がなされているため別途審査を行っており、諮問第 1288 号として諮問している。また、業務の一部委託については、該当なし

２　その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第 31 条第２号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
事業収支見積書	ア　開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	イ　事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。	信書便事業収入は、契約見込者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱い通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。 信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。	適

役務の内容	提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第２条第７項各号の規定に適合すること。	申請のあった役務内容は、１号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が 73cm を超え、又は重量が４kg を超えるものとなっており、また、３号役務として提供する役務については、その料金が 800 円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適

※　審査項目中、法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等、業務の一部の委託、他の一般信書便事業者等との協定又は契約については、該当なし

３　その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
（法第 31 条第３号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
行政庁の許可等	信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。この場合においては、当該許可等を受けることを本件許可の停止条件とすること。	下表に示すとおり、事業を営むために必要な許可等を取得済みである。 申請者名　許可等の種別 [redacted]	適
資金計画	ア　事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。 イ　資金の調達に明確な裏付けがあること。	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の１か年分、人件費等の２か月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適正かつ明確であることを確認している。 また、その資金を調達できることについて、最近の事業年度における貸借対照表等により明確な裏付けのあることを確認している。	適

※　審査項目中、国際信書便の役務については、該当なし

４　欠格事由に該当しないこと。（法第 34 条において準用する法第８条）

いずれの申請者とも該当なし

別紙３

事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

ＡＬＳＯＫ株式会社（代表取締役　村井　豪）からの事業計画の変更の認可申請について、申請概要は別紙１のとおりであり、審査した結果の概要は以下のとおりである。

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 34 条において準用する法第 12 条第２項において準用する第 31 条各号に掲げる基準に適合しているものと認められる。

１　その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第１号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法について、電話及びＦＡＸによる申込み等に係る記載を削除するものであり、変更後においても事業計画に明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
		配達の方法については、従前と同様であり変更はない。	―

※　審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業計画の変更の認可申請において変更なし。また、業務の一部委託については、該当なし

２　その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第 31 条第２号）

※　審査項目中、事業収支見積書、役務の内容については、本件事業計画の変更の認可申請において変更なし。また、法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等、業務の一部の委託、他の一般信書便事業者等との協定又は契約については、該当なし

３　その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（法第 31 条第３号）

※　審査項目中、行政庁の許可等、資金計画については、本件事業計画の変更の認可申請において変更なし。また、国際信書便の役務については、該当なし